

# 公共用水域及び地下水の水質分析業務委託仕様書

## 1 目的

この調査は、守口市内公共用水域及び地下水の水質を調査し、水質保全の資料とすることを目的とする。

なお、水質調査方法は環境庁水質保全局通達(昭和46.9.30 環水管第30号)、環境庁水質保全局長通達(平成元.9.14 環水管第189号)及び大阪府公共用水域及び地下水の水質測定計画に準拠して行うものとする。

## 2 調査地点

公共用水域	1地点	別紙1に示す地点
地下水	4地点	別紙2に示す地点

## 3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 4 調査回数、調査月及び調査項目

公共用水域	別紙3のとおり
地下水	別紙4のとおり

## 5 分析方法及び分析定量下限値

分析は別紙5で示す分析方法で行うこと。また、定量下限値は別紙5のとおりとすること。

## 6 採水日時並びに方法等

- (1) 採水日は、採水日前日までで比較的晴天が続き、水質が安定している日を選んで、環境対策課と協議する。
- (2) 公共用水域の採水位置は、原則として河川等の流心部の表層水とする。
- (3) 地下水の水質分析において、井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。
- (4) 採水後、直ちに分析できない場合は、工場排水試験方法(JIS K 0102)に定める保存方法により保存する。

## 7 採水時に実施すべき事項

採水地点の採水状況を記録するため、日時、個所を記した記録板を含んだ写真を撮影すること。

## 8 報告

- (1) 報告書の提出時期は、分析完了後、速やかに行うものとする。ただし、提出日については、土、日、祝日を除くものとする。
- (2) 報告書の提出は、正副の2部とする(報告書には、環境計量証明書その他、検査におけるその過程が示された記録(例:標準液の結果、検量線図、クロマトグラフ図など)を添付すること)。また、採水地点における採水時の写真も報告者に添付すること。
- (3) 分析結果が環境基準値を超えていた場合は、直ちに報告するものとする。

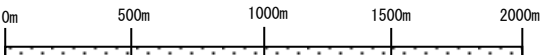
## 9 その他

- (1) 支払方法は業務完了後、一括払いとする。
- (2) この仕様書に定めていない事項については、環境対策課と協議の上、定めるものとする。

公共用水域水質  
調査採取地点図



● 公共用水域水質調査採取地点



地下水質調査採取予定地点図



### 別紙3 採水月及び測定項目 公共用水域

#### 生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)

採水地点	測定回数	測定月	pH	DO	BOD	SS	大腸菌数	全窒素	全りん	全亜鉛※	ノニルフェノール※	LAS※	計
市内河川No.1	4	6,8,11,2	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	31
合計			4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	31

#### 人の健康の保護に関する項目(健康項目)

採水地点	測定回数	測定月	Cd	CN	Pb	Cr <sup>6+</sup>	As	T-Hg	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チラム	シマジン	チオカバブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	ほう素	ふっ素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	計	
市内河川No.1	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
合計			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26

#### 備考

- 1 生活環境項目 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)については年1回の測定とする
- 2 年1回の測定項目は原則8月に実施予定とする
- 3 調査時は採水年月日、採水時刻、天候、水温、気温、透視度、外観(色・濁り)、臭気を測定、記録すること

別紙4 採水月及び測定項目 地下水

環境基準項目	測定回数	測定月	pH	Cd	CN	Pb	Cr6+	As	T-Hg	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン	ブレン	ベンゼン	トルエン	1,4-ジオキサン	ほう素	ふっ素	硝酸窒素及び亜硝酸窒素	計	
市内井戸 No. 1	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
市内井戸 No. 2	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
市内井戸 No. 3	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
市内井戸 No. 4	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
合計			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	112

備考

- 1 調査時は採水年月日、採水時刻、天候、水温、気温、透視度、外観(色・濁り)、臭気を測定、記録すること
- 2 井戸所有者への依頼は市が行うものとする
- 3 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握すること

別紙5 分析方法及び分析定量下限値

測定項目	測定方法	報告下限値
カドミウム	日本工業規格 K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	0.0003 mg/L
全シアン	日本工業規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は 38.1.2 及び 38.5 に定める方法 昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示第 59 号付表(以下「付表」)1 に掲げる方法	0.1 mg/L
鉛	日本工業規格 K0102 の 54.1(備考 1 を実施)及び 54.2 に定める方法、54.3 及び 54.4 に定める方法	0.005 mg/L
六価クロム	日本工業規格 K0102 の 65.2.1、65.2.3、65.2.4、65.2.5 又は 65.2.6 に定める方法(ただし、65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)の操作を実施)	0.01mg/L
砒素	日本工業規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005 mg/L
総水銀	付表 2 に掲げる方法	0.0005 mg/L
PCB	付表 4 に掲げる方法	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 mg/L
四塩化炭素	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002 mg/L
クロロエチレン	平成 9 年 3 月 13 日付け環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.004 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	(シス体) 同上 (トランス体)日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.002 mg/L 0.002 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0006 mg/L
トリクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/L
テトラクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002 mg/L
チウラム	付表 5 に掲げる方法	0.0006 mg/L
シマジン	付表 6 の第1又は第 2 に掲げる方法	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	付表 6 の第1又は第 2 に掲げる方法	0.002 mg/L
ベンゼン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001 mg/L
セレン	日本工業規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002 mg/L
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5、43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては 43.1.1、43.1.2、43.1.3 に定める方法	0.08 mg/L

ふっ素	日本工業規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は日本工業規格 K0102 の 34.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表 7 に掲げる方法	0.08 mg/L
ほう素	日本工業規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.02 mg/L
1, 4-ジオキサン	付表 8 の第1、第 2 又は第 3 に掲げる方法	0.005 mg/L
水素イオン濃度	日本工業規格 K0102 の 12.1 に定める方法	-
溶存酸素量	日本工業規格 K0102 の 32.1、32.2、32.3 に定める方法	0.5 mg/L
生物化学的 酸素要求量	日本工業規格 K0102 の 21 に定める方法	0.5 mg/L
浮遊物質	付表 9 に掲げる方法	1 mg/L
大腸菌数	付表 10 に掲げる方法 1資料につき 2 階の繰り返し試験として行い、算術平均する	1CFU/100 mL
全窒素	日本工業規格 K0102 の 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法	0.05 mg/L
全りん	日本工業規格 K0102 の 46.3.1 又は 46.3.4 に定める方法	0.003 mg/L
全亜鉛	日本工業規格 K0102 の 53.1、53.2、53.3 又は 53.4 に定める方法	0.001 mg/L
ノニルフェノール	付表 11 に掲げる方法	0.00006 mg /L
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	付表 12 に掲げる方法	0.0006 mg/ L

(注) 桁数については、有効数字2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

また、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。